

## 第5章 韓国における農村地域開発の人材育成

李 裕敬

### 1. はじめに

韓国は現在、世界46か国とFTAを締結・発効しており、これに加えて、日中韓、メキシコ、ベトナム等とのFTA交渉を進めるなど、農産物の市場開放化が加速化しつつある。農産物の市場開放により安価な輸入農産物が国内に流入され市場価格の低下に影響を及ぼすと、農家の農業所得の依存度が高い韓国の農家経済においては、所得減少を招くことになる。すなわち、韓国の農業経営は所得確保において以前より厳しい状況に置かれており、作物選択から加工、販売に至るまでより戦略的な経営管理が求められる。

また、個別経営体の厳しい環境のみならず、農村地域の衰退も課題として挙げられる。1980年以降の高度経済成長以来、農村地域では若年層の選択的流出が継続しており、高齢化はより深刻さを増し、もはや農村コミュニティ維持が困難な危機的状況に直面している。

そこで、近年では、農村地域の人口流出に歯止めをかけるとともに、都市居住者の新たな誘致を図り、農漁村共同体の維持、発展をはかっている。地域の特色を活かしつつ、過ごし易い定住空間を造成するとともに、景観改善、生活環境整備、所得基盤造成等を総合的に開発する「農漁村マウル総合開発事業<sup>(1)</sup>」や「農業村資源複合産業化支援事業」等を推進している。これらの事業は、いわゆる住民主導型の農村開発事業であり、地域のリーダーや住民の高い参加意識ならびに能力が求められる。そして、個別経営体の経営成長に限らず、農村地域における各主体（官、民、農業者等）が一丸となって協力し合い、シナジー効果を創出することによって、地域住民の所得向上、地域の雇用創出、経済発展を図ることを究極の目的としている。

現在の韓国農政の軸となっている農業の「6次産業化」もこの範疇に含まれる。韓国農政における農業の6次産業化は、農業を中心に加工、流通、サービスの1次、2次、3次産業を融合・連携することで、付加価値と雇用創出を促す戦略として位置づけられている。これは、経済発展にともなう所得水準の向上や女性の社会進出の増加により、農産物および食品市場において、消費者ニーズの多様化、簡便化、外食化等が浸透しつつあるという市場ニーズをチャンスと捉え、新しいサプライチェーンや新商品開発、安全な農産物の供給等、新たな戦略をもって農業のビジネス化を促すものである。こうした農業の6次産業化の取り組みの範囲は、個別農家の取り組みもあれば、地域に存在する多様な主体の連携による取り組みもある。

かかる6次産業化の実現のためには、事業の主体となる人材が不可欠である。特に、個別経営の6次産業化とは異なり、地域を単位とするものは、地域という範囲内の様々な構成員が自ら地域固有の問題を発見し、その解決のために活用可能な地域資源を発掘するこ

とが求められる。それには、事業推進力を有する強力なリーダーと、そのサポーターとなる協力者（住民）の存在が欠かせない。

そこで、本章では、近年の韓国における農業人材育成（教育）事業を整理・分析するとともに、なかでも農村の地域開発を促すために実施されている農村地域開発人材の育成に焦点を当て、その現状と課題について明らかにする。

## 2. 韓国における農業人材育成事業

韓国で「農業人材育成政策」が初めて実施されたのは、1981年から施行された「農漁民後継者育成事業」である。1990年代に入ると、韓国政府はWTO交渉以降のグローバル市場化に対応するため、大規模経営体の育成を目指し、専業農家と農業法人（営農組合法人、農業会社法人）を育成するための手厚い政策的支援を行ってきた。

一方、2000年以降からは、こうした専業農業者（上述の専業農家及び農業法人）の育成と並行して、農村地域のコミュニティの維持・活性化のため農家のほかに、農村地域の住民までを含めた啓発・教育事業を行っている。さらに、農業・農村における労働力の高齢化や担い手不足の状況が顕著になったことで、帰農者や新規後継農業者等の新規就農者の確保と農業経営コンサルティングの活用を積極的に推進するなど農外人材の育成・活用に力を注いでいる。

その結果、2005年からは農産物の生産、加工、流通分野における専業農業者等を精鋭農業人材に、後者の農村地域開発に求められる農村地域住民や外部人材まで含めたものを農村地域開発人材と区分している。

### （1） 精鋭農業人材に対する教育事業

2013年の農林畜産食品部（経営人材課）によれば、精鋭農業者を育成するため、成長段階別支援をめざし、予備農業者、新規農業者、専門農業者に区分してそれぞれに合わせた人材育成事業を実施している。予備農業者と位置づけられる農業高校と農学系大学の学生に対しては、現場実習教育と起業教育、メンタリング（農家師弟制度）、インターンシップを支援している。新規農業者に対しては、営農定着を促すため農地購入、施設導入に対する営農初期の資金支援、経営・技術教育部門においては先進事例への研修、コンサルティングを支援している。専門農業者に対しては、品目別の短期教育と農業者大学、農業マイスター大学などで長期教育を提供している。

各機関別には、農林水産食品教育文化情報院が外部に委託する公募事業、農村振興庁、各道農業技術院、市郡の農業技術センターなど農村振興機関が行う教育事業、韓国農水産物流通公社による農産物流通教育、農協等の農業関連団体が実施する品目別の栽培技術や流通に関する教育等がある。このうち、農林水産食品教育文化情報院の公募事業、農村振

興機関の教育事業が中心であり、主に農家の栽培技術、経営管理能力を高めるための教育事業として、担い手（専業農家）を対象に行われている。

### 1) 農林水産食品教育文化情報院

農林畜産食品部の農業教育事業は、2012年に発足した「農林水産食品教育文化情報院」が所管している。農林水産食品教育文化情報院は、2009年に農業者に対する教育と関わる全ての業務、企画、管理、評価等を担当する機関として発足された農業人材開発院と、食品安全情報システムや生産履歴システム等の情報を管理していた韓国農林水産情報センター（1992年設立）、そして、国民に農漁村に関する情報を提供する等、農漁村の広報機能を果たしていた農村情報文化センター（2005年設立）の3機関を統合して設立された組織である。この組織は、現在、農業者に対する教育全般、情報発信、広報等の役割を果たしている。

2013年現在、施行されている事業は、①農業系高校の産業連携教育プログラム、②農業系大学の未来専門農業者プログラム、③農業マイスター大学、④農業・農村教育の公募事業、⑤国外訓練事業、⑥現場実習教育事業、⑦帰農・帰村の活性化事業、⑧後継農業者育成事業、⑨農業経営コンサルティング評価点検団の運営がある（第1表）。

まず、農業高校の産業連携教育プログラムと農学系大学の未来専門農業者プログラムは、農業高校の生徒と農学系大学の学生を対象に、充実した現場実習を通じて、卒業後の就職率を高めることを目的としている。次に農業マイスター大学は、2009年から農業者を対象に高度な技術、経営管理能力を持った専門農業経営者を育成するため、各道に1カ所ずつ開設された。全体教育課程は2年間（4学期制）である。2013年現在、全国に9校（30キャンパス）が開設されており、畜産、園芸、果樹、特用作物、食糧作物、親環境農業を中心に96課程が編成され、2,014人の生徒が履修している。

次に、農業・農村教育の公募事業は農政目標に合わせたテーマを設定し、民間組織や団

第1表 農林水産食品教育文化情報院の教育事業（2013年）

事業	教育対象	実施主体	事業内容
農業系高校 産業連携教育プログラム	農業系高校生	16校, 61課程	現場実習中心の産業連携プログラムの運営
農業大学 未来専門農業者プログラム	農業系大学生	15校, 58課程	現場実習教育, 就業・創業教育, 先進技術研修教育, コンサルタント養成教育等
農業マイスター大学	農業者	9校, 品目専攻(96)	品目専攻別, 2年間, 4学期, 各道別に大学を設置, 農業者の技術・経営に関する教育
農業・農村教育の公募事業	農業者, 農漁村住民, 公務員等	54機関, 87課程	農業者, 農村マウルリーダー, 住民, 帰農・帰村者, 農業関係者等を対象とした教育, 創業, 経営管理, 流通, 食品加工, マーケティング, 農村開発, 農漁村地域経済活性化等に関する教育
国外訓練事業	農業者, 農漁村住民, 関連者等	12機関, 18課程	海外研修プログラムの発掘, 運営 先進事例の学習, ベンチマーキング教育
現場実習教育事業	農業者, 帰農者, 農学系の高校, 大学生	49実習場	先進国の優秀な事例の見学, 専門技術とノウハウ等の習得
帰農・帰村の活性化事業	帰農・帰村の希望者	21機関, 31課程	帰農・帰村に関する情報提供, 現場実習中心の教育課程の運営
後継農業者の育成事業	後継経営者	各市・郡	後継農業経営者の選定, 教育(ワークショップやフォーラム開催等)
農業経営コンサルティング 評価点検団の運用	農業経営体	コンサルティング業者	農漁業経営コンサルティングの支援, 遂行評価, 点検, コンサルタントの審査・管理

資料：農林水産食品教育文化情報院（2013）：「2013年農林水産食品教育文化情報院の農業教育訓練事業の紹介」。

第2表 農林水産食品教育文化情報院の委託教育事業（2014年）

	機関名	プログラム名
創業・経営分野 (11機関, 12プログラム)	(社)韓国女性農業人中央連合会	女性農業者の戦略的な経営意思決定のための会計教育
	(社)韓国女性農業人中央連合会	女性農業者の革新人材ビジネスアカデミー
	農業技術実用化財団	Higi-up 農食品ベンチャー創業の成功秘法
	(社)韓国花卉協会	花卉産業発展のためのヒーリング園芸指導者
	韓国農食品法人連合会	農食品法人の専門家課程
	(株)マウルデザイン	農場マスタプランの策定, 農場デザインアカデミー
	南ソウル大学校	農業会計の実務教育
	(社)韓国作物保護協会	農業用資材の効率的な活用による経営革新教育
	デギョン大学校	酒類専門家の養成教育
	全国農業技術者協会	馬産業分野の創業・経営人材養成課程
	ダムダホン	国産米の加工・創業
韓国農業研修院	協同組合のリーダー養成(中級課程)	
流通・マーケティング分野 (5機関, 5プログラム)	農協中央会	ニンニクのブランド組織化プログラム
	ホヒョンF&C	農産物電子商取引のマーケティング深化課程
	(株)韓国食品情報院	所得増大のための農食品の流通網の確保, 戦略課程
	(社)忠北農業研究院	農業者のインターネット商取引(中級)
	南ソウル大学校	6次産業経営者(農業経営者)ホームショッピングのプラットフォーム活用専門家課程
農村開発・ガバナンス分野 (13機関, 16プログラム)	地域アカデミー	農漁村体験指導者
	(社)体験学習研究開発協会	農業体験学習指導者課程
	ホヒョンF&C	体験実務者の商品開発(中級課程)
	農村サラン指導者研修院	農漁村マウル解説家の養成課程
	農村サラン指導者研修院	農漁村体験指導者の養成課程
	富來美祭り学校	2014住民が主導するマウル祭りリーダー養成キャンプ(初・中・高級)
	(株)チャカンドンネ	農漁村マウルCEO養成教育
	居昌郡農漁業会議所	居昌郡の農漁業会議所の力量強化
	居昌郡農漁業会議所	マウルリーダーによるマウルづくり
	南海郡農漁業会議所	南海郡農漁業会議所の地域リーダー教育
	奉化郡農漁業会議所	農漁業会議所の会員に対する力量強化課程
	ドンジン大学校産学協力団	分化を征服した農村観光(ファームパーティー)専門家の養成課程
	(社)羅州市農漁業会議所	農漁業会議所の地域リーダー教育
完州コミュニティビジネスセンター	迎いに行くマウル教育課程	
完州コミュニティビジネスセンター	中間支援組織とガバナンスの力量強化	
高歙郡農漁業会議所	高歙郡農漁業会議所のグットガバナンス体系の育成教育	
6次産業・融複合分野 (10機関, 12プログラム)	ホヒョンF&C	農業・農村の6次産業化のための専門家養成
	全国農業技術者協会	農業6次産業の専門家養成課程
	畜産物為害要素重点管理基準院	農場から食卓まで畜産物HCCP現場探究
	韓国農耕文化院	伝統発酵食品の6次産業ビジネスモデルの開発
	(株)韓国食品情報院	未来有望な可能性素材開発による地域特化農産物の高付加価値創出課程
	(株)韓国食品情報院	発酵食品の生産標準化による名品商品の開発
	(株)韓国食品情報院	農食品加工のための機械設備 特化課程
	イブル薬草共同組合	薬草愛価値プラス
	都市園芸社会的共同組合	6次産業のための迎いに行く創意園芸指導者
	農業法人ジャンヒ(株)	伝統酒および天然醸造によるお酢の製造教育
親環境スターディー営業組合	果実の加工・創業教育	
(株)ナビゴルフーム	親環境農業の6次産業化の推進戦略	
親環境農畜産業分野 (10機関, 10プログラム)	順天大学校 産学協力団	IT融複合の親環境韓牛の畜産課程
	親環境畜産事業団	親環境の特用作物栽培 入門課程
	全国農業技術者協会	親環境の疾病予防および優秀種の選抜・育種
	(社)韓国新知識農業者会	有機農の最高専門家課程
	江原大学校	有機農の最高専門家課程
	(株)韓国食品情報院	緑色成長のための有機加工食品の認証制度の理解
	全羅南道 親環境農業教育院	親環境いちご栽培の先進技術の教育
	全南大学校 親環境農業研究所	親環境の有機農業専門家の教育
	農協慶州環境農業教育院	親環境の有機農業アカデミー
	親環境スターディー営業組合	無農薬・有機農 果樹農家の養成教育
デギョン職業能力開発院	親環境の有機農管理士	

資料：農林水産食品教育文化情報院（2014）：「2014年農業・農村教育公募課程の選定結果」。

体に教育事業を委託するものである。2014年には、一般公募に経営戦略、農業会計および帳簿の記帳、農業経営のベンチマーキング、知的財産権等、創業・経営分野（11機関、12プログラム）、流通、マーケティング戦略等に関する流通・マーケティング分野（5機関、5プログラム）、農村・マウル開発事業の理解、マウルリーダーおよび現場活動家の育成、マウル共同体の育成、地域活性化、主体養成、リーダーシップ等を教育する農村開発・ガ

バナンス分野（13 機関，16 プログラム），農産物の加工，産業政策，創業等に関する 6 次産業・融複合分野（10 機関，12 プログラム），親環境農業政策の理解，GAP 教育，有機農業資材，バイオマス，食品安全等に関する親環境農畜産業分野（10 機関，10 プログラム）と，大きく 5 分野において全体 41 機関，55 プログラムが運営されている（第 2 表）。

## 2) 農村振興機関

韓国における農村振興機関である農村振興庁，道農業技術院，市郡農業技術センターは農業者に対する教育を担当する主要機関として位置づけられ，専門的農業経営者を育成するため，主要品目別に専門技術等の教育を実施している。

農村振興庁では主に農業者に対して 2 日間～最長 8 か月間の教育プログラム，道農業技術院では「地域特化品目教育」，「機械化営農士教育」，「女性農業者課題教育」などの 1～2 週間の短期プログラム，市郡農業技術センターでは品目別の栽培技術および管理教育，農産加工，農業機械，情報教育等 2～3 日間の短期プログラムを運営している。

これらに加えて，長期間の技術普及事業プログラムとして農業者大学が運営されている。農業者大学は地方自治体と国の補助によって行われており，地域特産物や農村観光に特化した授業を 6 ヶ月～1 年の期間で運営している。2010 年現在，全国 116 ヶ所，230 プログラム（修了者数：8,766 人）が運営されている（第 3 表）。

こうした農村振興機関の教育プログラムは，従来は農業生産技術の修得を中心としていたが，近年では農産物の加工，流通など付加価値の創出や起業などに求められる教育プログラムも編成している。

以上，農林水産食品教育文化情報院と農村振興機関が行っている農業教育事業は，主に農業者（あるいは，農業経営を志向する者）の経営管理能力やスキル，品目別の栽培技術

第 3 表 農村振興機関の農業者教育プログラム（2010 年）

機 関	課 程	期 間
農村振興庁	農業者教育	2～8ヶ月
	消費者教育	2～8ヶ月
道農業技術院	地域特化所得品目教育	1～2日
	専門農業経営情報教育	2～3日
	機械化営農士教育	2週
	新規農業者の農業機械教育	1週
	一般農業機械教育	1～3日
	女性農業者課題教育	1～2日
市・郡農業技術センター	農業者大学教育	20～40日
	品目別常設教育	1日
	当面課題の現場教育	1～2日
	輸出品目の教育	3日
	農業特性化の技術教育	1日
	GAP教育	1～2日
	情報化教育 I, II	2～3日
	農産物加工 I, II	2～3日
	農業機械 I, II	2～3日
	趣味教養教育	1～2日
	女性農業者能力開発教育	1～2日
	小中高生の教育	1～2日
	消費者教育	1～2日

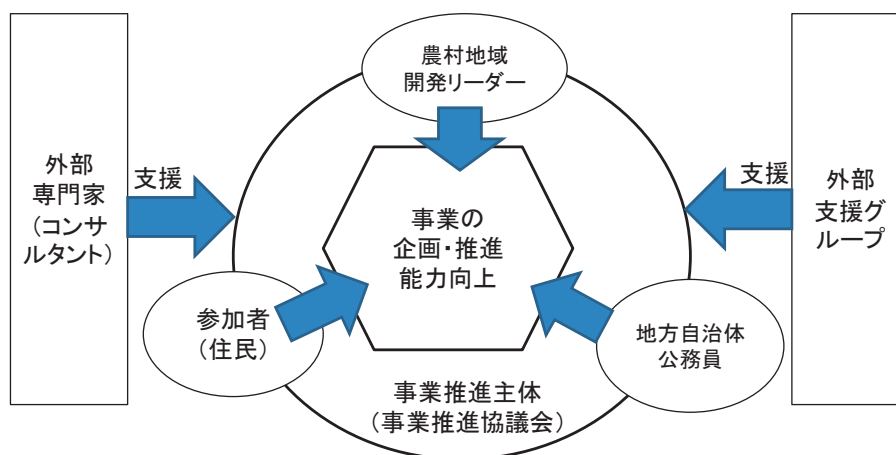
資料：農村振興庁（2010）：「農村指導事業報告書」。

などを中心としたものである。なお、専門的な農業経営体を育成するため、韓国農水産大学（3年制，定員約350人/年，全額国費支援）や韓国農業ベンチャー大学（1年制，150人/年，自己負担120万ウォン）も運営している。

## （2） 農村地域開発人材に対する教育事業

2000年代に入り，農村観光や自然景観，伝統，農村アメニティを重視した，いわゆる農村住民と地域の活力に関わる諸要素を含む農村地域開発の重要性が高まり，マウルを単位とした農村観光を促進する政策事業が展開された。その一環として緑色農村体験マウル事業（農林畜産食品部），マウルづくり事業（行政安全資源部），伝統テーママウル事業（農村振興庁）等がある。2004年6月には「農林漁業人の生活質の向上および農山漁村地域の開発促進に関する特別法」が施行され，農村地域開発に対する注目はさらに高まった。そして，前述した農村地域開発事業が統合され，2005年から地域の特徴，状況に合わせた農村マウルの景観づくり，基礎生活環境の整備，所得基盤づくり，人口誘致，地域産業の活性化を総合的に推進する（韓国農漁村公社の所管）農漁村総合開発事業が行われている。農村地域の小さな区域（圏域）別に潜在している資源を発掘・活用することで，特色ある多様な農村空間づくりを進めており，同じ生活圏および営農圏に所在するマウルが単独または複数の主体として，5年間で30億ウォン～50億ウォンの補助金を受けられる事業である。

こうした農漁村総合開発事業は地域住民と自治体，関連専門家等の主導的な参加を原動力としている。事業推進体系において地域住民が予備計画を策定・申請→管轄市郡行政が予定計画の調査・確認，予算申請→中央機関で審査・選定というプロセスから示されるように，地域住民による事業の策定・申請が事業の始まりとなる。すなわち，住民の積極的



第1図 農村地域開発人材育成の構想図

資料：農林部（2005）：「中長期農村地域開発人材育成対策」.

な参加が事業の前提となっている。

しかし、当初の農村地域開発事業では、住民参加は単なるマウル会議に参加する程度に過ぎず、主に少数の地域リーダーと行政主導によって推進される傾向があり、実質的な住民参加型の事業推進とはほど遠いものであると評価された。特に、事業対象地に選定されると、地域住民と市郡自治体はマウル開発協議会という事業推進主体を立ち上げることになるが、協議会は構成したものの、構成員は事業推進に慣れていないことが多い実情であった。

さらに、事業から得られた利益をめぐり地域の様々な主体間で利権問題が発生するなど、補助事業以後の継続的な事業展開が難しくなるケースも頻発した。

一方で、数少ない成功事例では、献身的なリーダーの存在があること、行政の積極的な支援・推進体制があることが指摘されている。

こうした状況を踏まえ、農村地域の住民、行政、公務員、関係主体が有している様々な知識やノウハウを引き出すとともに、その中からリーダーを育成する必要性が高まり、2005年に発表された「中長期農村地域開発人材育成対策（第1図）」では、ボトムアップ式による農村地域開発を目指し、農村地域開発のリーダーとその協力者の養成、公務員に対する教育、専門家、外部主体等のサポートグループの養成を打ち出し、農村地域住民を対象にリーダーおよび協力者（住民）を養成するための教育訓練事業（「人的力量強化事業」<sup>(2)</sup>）を農漁村地域の開発事業にセットで組み込むことになった。

韓国農漁村公社では教育訓練事業の受け皿として地域住民、農家、管轄の公務員、関係者等を対象に「農漁村マウルリーダー」、「農漁村体験指導者」、「マウル解説者」、「観光コンテンツ開発者」、「農村ファシリテーター」等の教育プログラムを運営している（第4表）。なお、農村地域開発事業と関連する政策事業の事業者を選定する際に、こうしたプログラムの履修者の有無を加算条件としている。

具体的には、マウル事業体の教育プログラムとして「農漁村体験休養マウルリーダー課程」、「事務長養成課程」、「マウル活性化課程」の3つ、個別経営体の教育プログラムとして観光農園経営課程、農漁村民宿経営課程の2つ、観光専門家を養成するために観光コン

第4表 韓国農漁村公社の地域人材育成事業（2010年）

	課程(プログラム)	講義内容	対象	段階	教育人数	日程
マウル経営体	農漁村体験休養マウルリーダー課程	農漁村マウルリーダーを養成するため、マウル事業の推進・運営に必要な能力、住民管理能力等に関する教育	農村地域開発分野の教育経験がないマウルリーダーやマウルリーダーを目指している者 初級履修者 中級履修者	初級 中級 高級	30人/回×3回 3段階×25人/回×2回 2段階×25人/回×2回	2泊3日 2泊3日 2泊3日
	事務長養成課程	農山漁村体験観光事業を行っているマウル事務長の円滑な業務遂行のため、体験プログラム、事業企画、マウル管理等に関する教育	農漁村地域開発事業の新規事務長 初級課程修了者 中級課程修了者	初級 中級 高級	2段階×25人/回×6回 4段階×25人/回×2回 25人/回	2泊3日 2泊3日 2泊3日
	マウル活性化課程	マウル事業の経営診断、分析による解決策の提示	体験マウル事業の運営不振のマウル住民、自治体公務員	-	20人/回×15回	1日
個別経営体	観光農園経営課程	観光農園の差別化した経営方向の提示	観光農園事業者	-	80人/回	1日
	農漁村民宿経営課程	関連法律、制度、衛生管理、国内外成功事例	農漁村民宿事業者	-	80人/回×2回	1日
観光専門家	観光コンテンツ開発家養成課程	観光コンテンツの開発、成功事例の紹介	リーダー、事務長高級課程の履修者	5段階	5段階×20人/回	2泊3日 (3泊4日)
	農村ファシリテーター養成課程	バシリテーションの理論、スキル、シナリオ構想等	リーダー、事務長高級課程の履修者	2段階	25/回	3泊4日

資料：韓国農漁村公社ホームページ（welchon）、人的力量強化事業。

第5表 農漁村体験休養マウルリーダー課程（2014年）

段階区分		学習内容	授業方法	期間	人数
初級	基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市農村交流の農漁村マウル事業におけるマウルリーダーの役割</li> <li>マウル葛藤管理、組織運営等に関する先行リーダー事例紹介と専門家による講義</li> <li>ストーリーテリングによる資源活用記法の基礎</li> </ul>	講義・討論 事例発表 現場見学	2泊3日	270人 (30人×9回)
中級	I 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>農漁村リーダーシップ</li> <li>意思疎通</li> <li>ブランド管理</li> <li>農漁村文化、顧客感動</li> </ul>	講義・討論 事例発表	2泊3日	50人 (25人×2回)
	II 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前ワークショップ</li> <li>事後ワークショップ</li> </ul>	ワークショップ	2泊3日	50人 (25人×2回)
	III 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>マウルづくりの戦略作成と発表</li> </ul>	ワークショップ	2泊3日	50人 (25人×2回)
高級	I 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>農漁村リーダーシップ(II)</li> <li>-インパワーマントリーダーシップ、コミュニケーション</li> <li>農漁村リーダー葛藤管理(I)</li> <li>-住民の動機化記法</li> <li>親環境農漁村計画記法</li> <li>マウル運営記法</li> <li>事業計画・作成記法</li> </ul>	講義・ ワークショップ	2泊3日	50人 (25人×2回)
	II 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>マウル事業計画の作成とプレゼンテーション</li> <li>討論会</li> </ul>	発表	2泊3日	50人 (25人×2回)

資料：韓国農漁村公社ホームページ (welchon)、農漁村体験休養マウルリーダー課程。

テンツ開発家養成課程、農村ファシリテーター養成課程がある。

まず、農漁村体験休養マウルリーダー課程では、農漁村体験休養マウル事業を推進しているマウルのリーダーやリーダーを目指している者を対象にマウル事業の推進、運営に必要なスキルや住民管理に必要な素養、スキルに関する授業を編成している。授業は初級から中級、高級に分かれ、さらに各級別に段階が設定されており、レベルに合わせた教育を実施している。

授業は主に講義と討論、ワークショップ、発表形式により、受講生が授業に積極的に参加できる形式を取っており、25人～30人で2泊3日の合宿形態で行われる。1段階につき、2泊3日の短期スケジュールで行われるが、初級から高級まで全てのレベルをマスターするためには、6箇月を要する継続的な教育プログラムへの参加が必須となっている（第5表）。

費用は段階ごとに6万ウォンであるが、参加者の殆どが施策事業の一環として参加しているため、補助金によって賄っている。

次に、マウル事務長養成課程は、農山漁村体験観光事業を施行しているマウルの新規事務長を対象に、円滑な業務遂行のため体験プログラム、事業企画、マウル管理に必要な教育を行っている。リーダー課程と同様に初・中・高、さらに各級別に段階が設定されており、授業は2泊3日間の合宿で行われる。授業の運営方式も理論形式ではなく、討論、ワークショップ形式で教育参加者の参加による自己啓発をはかっている（第6表）。

なお、体験事業の運営が不振なマウルの行政職員を対象に、マウル事業の経営診断、改善点等についてフォローするためのマウル活性化課程も編成している。この他にも、農村観光に関わる事業サービスの改善、質の向上に資する教育プログラムを運営している。



第6表 マウル事務長養成課程（2014年）

段階区分	学習内容	授業方法	期間	人数
初級	理論	・農業村事業と事務長とは ・葛藤管理記法と顧客満足 ・税務会計基礎 ・体験観光の価値 ・ストーリーリングの必要性 ・体験顧客の安全管理 ・事務長の事例紹介 ・レクレーション記法理論・実習 ・メントリングによるマウル訪問体験客管理実習、 会計処理実務、マウル会議進行等	講義・討論 事例発表	2泊3日 150人 (25人×6回)
	実習	・体験客を対象にマウル体験の現場実習 ・マウル庶務業務の実習	現場実習	2泊3日 150人 (2~4人/回)
	電算運営課程	・RUCOSの運営管理、welchon活用、動画撮影 -編集および電算実務の学習	講義、討論 事例発表 課題作成・評価	2泊3日 50人 (25人×2回)
	体験プログラム運営課程	・観光消費者行動の理論 ・ストーリーリングの活用方案・実習 ・体験プログラムの事例と設計 ・マウルイベントの運営記法 ・事業計画の作成記法・実習	講義、討論 事例発表	2泊3日 50人 (25人×2回)
中級	マーケティング企画課程	・マーケティングの理解 ・顧客満足 ・広報理論・実習 ・インターネット広報 ・マウルブランド管理 ・マーケティング計画	課題作成、評 価、講義、討論	2泊3日 50人 (25人×2回)
	マウル運営課程	・葛藤管理の理解 ・マウル運営プロセス ・会議運営記法 ・施設物の維持・管理 ・税務会計 ・事務長の事例紹介	事例発表 課題作成、評 価	2泊3日 50人 (25人×2回)
高級	理論	・地域資源発掘 ・葛藤分析と解決 ・都市消費者の動向 ・マウル発展ワークショップ・発表 ・マウル経営シミュレーションゲーム	講義、討論 事例発表 課題作成・評価	2泊3日 25人 (25人×1 回)

資料：韓国農漁村公社ホームページ（welchon）、事務長養成課程。

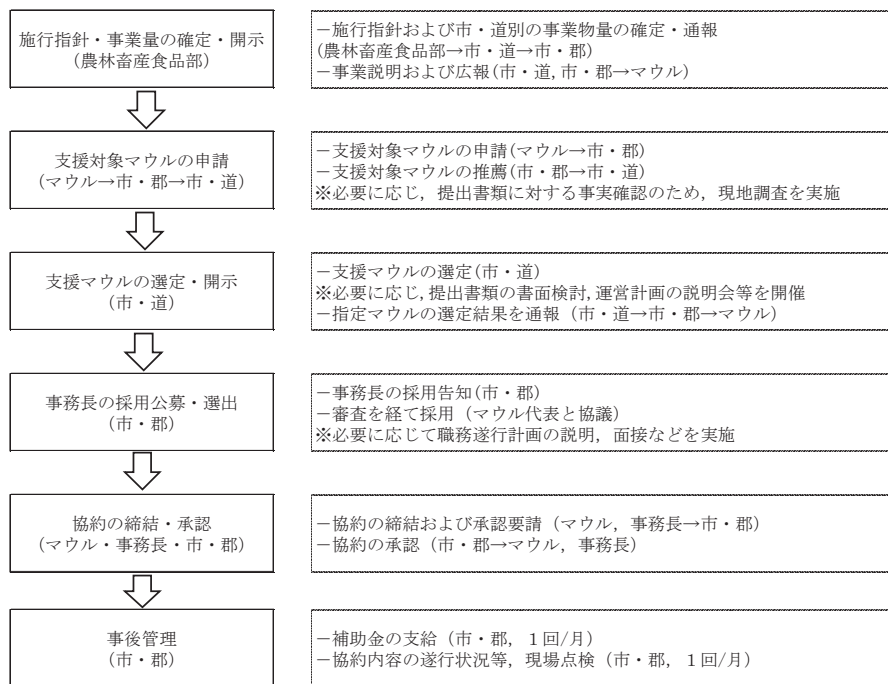
### 3. 農村地域開発人材の支援政策

農村地域開発人材の養成を促すため様々な支援策も講じられている。その中でも代表的なものとして、マウル事務長や農村開発の専門家など農村開発には欠かせない、事業主体とそれを支える人材に対する支援策がある。

#### (1) 農漁村体験・休養マウル事務長の運営支援制度

マウル事務長支援事業とは、都市・農村交流の促進事業である「農村体験マウル事業」の事業対象者のうち、一部の事業体を対象に「事務長」の雇用を支援するもので、2015年まで600件の支援を目標として進められている。

事業目標は、「事務長」を設けることで、農家の事務作業にかかる負担を解消するとともに、マウル事務長が農村体験プログラムの開発・運営、体験活動の指導、訪問客の誘致、広報（ホームページの管理）、イベントの企画、会議運営や会計等事務管理に従事することで、円滑な農村体験・観光事業を推進することにある。



第2図 マウル事務長支援事業の推進体系

事業の推進体系をみると(第2図), 農林畜産食品部で決定された事業案にしたがい, 各道・市・郡では補助金を確保するとともに, 支援対象マウルの選定, 事務長採用の公募・選出を行う。支援を希望するマウルは, 住民総会または推進委員会を結成し, 住民の意見を反映した志願書と運営計画書を作成し, 市長・郡首に提出する。市・郡と事業対象マウル側が担当業務, 職務遂行内容等について協議を経て, 市・郡の広報誌および地方紙, ホームページに採用公募を開示する。また, 採用は担当公務員とマウル代表が協議を経て決める。

なお, 採用されるマウル事務長は, 韓国農漁村公社が運営している「マウル事務長養成課程」の初級および中級課程を指定期間内(年に1回)に必ず履修しなければならない。

マウル事務長の資格要件としては, 体験マウルを管理・運営できる19歳以上の者で, 常勤で勤務可能であること(農業と兼職は可能)となっている。しかし, 同じ条件であれば, 女性農業者, 農業者の子女, 農漁村体験指導者および農漁村マウル解説士の教育課程を履修した者を優先的に採用する。

次に, マウル事務長に対する支援内容については, 2006年の事業開始当初は, 1マウル

第7表 マウル事務長支援事業の内容

資格要件	19歳以上, 常勤勤務が可能者(農業との兼職は可能)
支援額	毎月120万ウォン(国庫50%, 地方自治体50%) (120万ウォンを超える支給可能, 国庫補助は上限60万ウォン)
採用期間	5年(最長8年)
待遇	4大保険の加入, 退職金の支給

資料: 農林畜産食品部。

第8表 マウル事務長支援事業の実績（2006年～2013年）

単位：件、百万ウォン								
区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
事業数	100	150	150	275	350	364	362	395
総事業費	1,200	1,800	1,800	3,660	4,860	5,040	5,040	5,600
国費	600	900	900	1,830	2,430	2,520	2,520	2,800
自治体	480	720	720	1,464	1,944	2,016	2,016	2,800
自己負担	120	180	180	366	486	504	504	—

注：自己負担については、マウルが負担主となる。

当たり1人、毎月100万ウォン、3年間（最大5年）支援（国庫50%、地方自治体40%、自己負担10%）する仕組みであった。

しかし、これまで体験マウル事業においてマウル事務長の役割の重要性や必要性に対する評価は高い一方で、毎月100万ウォンという極めて低い給与水準（2005年の韓国平均月収は233万3千ウォン、統計庁）であること、雇用期間が3～5年と短期であること、雇用の保険体制が全く整備されていないこと、マウル支出分が負担になっているケースが多い等の問題が指摘され、支援体制の見直しが行われた。

その結果、2013年から支援期間は最大8年となり、毎月120万ウォン（超過支給可能、ただし、国庫補助金は60万ウォンが限度）、経費負担においてはマウルの自己負担分がなくなり、国庫50%、地方自治体50%となった。また、新たに4大保険（国民年金、健康保険、雇用保険、産災保険）の加入および退職金が支給されるようになった（第7表）。

最近の全国単位のマウル事務長の現況について把握したデータがないため、事業開始当初に調査されたもの（全国のマウル事務長51人を対象、2007年に実施）によれば、マウル事務長を務めている者には、マウル住民(39.2%)、帰農者(33.3%)、帰農予定者(7.8%)、外部者(17.6%)、その他(2%)と、マウル住民が最も多い割合を占めている。一方、帰農者と帰農予定者の割合を合わせると41.1%で、帰農者のマウル事務長への積極的な参加傾向が見られる。また、2012年に発表された農林畜産食品部が農漁村体験マウル1,063箇所（全体1,266箇所、2011年時点）を対象に実施した調査結果によると、帰農・帰村者が農村体験事業においてリーダーとして参加していると答えたのは862人で、そのうち、37.2%（321人）が事務長（協力者44.3%（382人）、事業委員長が18.5%（159人）であった。この結果からもマウル事務長支援事業が帰農・帰村の受け皿としての役割を果たしていることが伺える。

給与水準は60.8%が100万ウォンであると答えている一方で、100万ウォン未満が21.6%、100万ウォン以上が17.7%、さらにその中で200万ウォン以上が5.9%存在するなど、地域やケースによって給与水準が異なるが、稀に事業の成果によりインセンティブを支給しているケースも確認される。

しかし、成果給が支給されたケースが存在するものの、その数は9箇所（17.4%）で少ない。さらに、100万ウォン未満のケースはマウルの自己負担（10%）が支給できないケースであることから、マウルの事業費の負担が厳しい状況であることがわかる。

こうしたマウル事務長はその役割と機能について高く評価されており、今では、農村体

験マウル事業のみならず，農漁村総合開発事業や圏域マウル開発事業においても事務長支援事業を導入しており，継続して事業を施行している。次では，マウル事務長のモデルとなった鎮安郡の事例を取り上げ，具体的な取り組みについて紹介する。

## (2) 鎮安郡のマウル事務長事業の事例

### 1) 鎮安郡におけるマウル事務長事業の経緯

鎮安郡は韓国全羅北道北東部の海拔 200～400mの高原に位置している。行政区域は 1 邑 10 面で構成されており，人口は 2 万 7 千人 (1, 240 世帯)，特産物は高麗人参，薬草，椎茸，エリンギ，唐辛子等である。韓国では開発が遅れた奥地に位置づけられており，人口の減少が著しく，高齢化率が約 30% (2013 年) の過疎地域である。

2001 年に郡の独自事業として「ウトウム・マウルづくり」を立ち上げ，住民主導型の地域開発をモットーにしたマウルづくり事業を推進したことを契機に，地域再生に向けた住民教育と所得増大を重点的に支援するため，2002 年から緑色農村体験マウル事業 (農林部)，マウル総合開発事業 (農林部)，農村伝統テーママウル事業 (農村振興庁)，過ごし安い地域づくり事業 (行政安全部)，山村生態マウル事業 (森林庁)，情報化マウル事業 (行政安全部) 等各種の中央政府のマウルづくりの補助事業に取り組んできた。

特に，マウルづくり事業を推進する上で，事業リーダーとサポーターとなる人的資源が重要であるという認識のもと，若手の外部人材を農村に積極的に誘致することに着目した。そして，都市の逼迫した自然環境・労働環境等から農村への Uターン・Iターンを希望する人が増加していることに注目し，希望者を対象に農業・農村の生活を実際に体験できる機会を提供する「マウル幹事」を全国で初めて導入した。この幹事制がマウル事務長事業のモデルとなったのである。

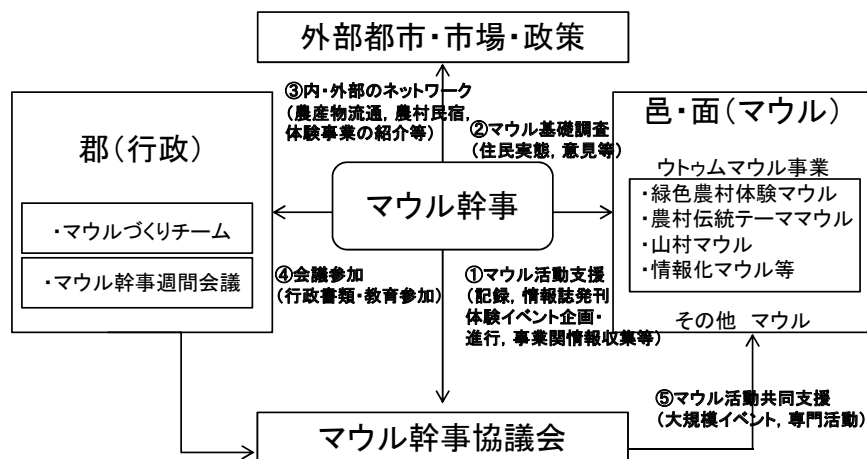
### 2) マウル幹事の運営状況

マウル幹事は鎮安郡のマウルづくり事業において人口減少や高齢化により不足した人材を補完するとともに，帰農・帰村者の地域定着を支援するために導入された。

外部から参入してきた人材にマウル開発事業の中心的役割を担わせることで，農村コミュニティの構成員としての連帯感を高め，リーダーシップの発揮を期待している。また，こうした外部人材の登用により，人材が持つ外部ネットワークを活用できることから，マウルのネットワーク強化にもつながるとみなしている。

2006 年の第 1 回マウル幹事の募集によって採用された 11 人は，40 代が 5 人，30 代が 4 人，50 代 2 人で比較的若い。また 11 人のうち，10 人が鎮安郡以外の出身で，なかでも 5 人はソウルや首都圏からの者であった。学歴別には大学院卒が 1 人，大卒が 9 人で農業分野としては比較的高学歴者の割合が高いなど，農村に新しい人材を誘致できたと高く評価された。

鎮安郡では郡独自に施行していたマウル幹事事業を 2007 年から農林部 (現，農林畜産食



第3図 鎮安郡におけるマウル幹事の業務内容

資料：鄭東國（2008）：「住民主導型マウルづくりと行政の役割に関する研究」，p.58.

品部)のマウル事務長事業と統合し、さらに、2008年から森林庁の山村生態マウル運営マネージャー事業も活用している。その結果、当初(2006年)11人の幹事から、2013年に18人に雇用枠が増えた。また、マウルづくり事業の委員長と幹事は雇用関係にあるものの、協議・調整において対等な関係で事業を進めている。

幹事の主要業務としては、①マウルづくり事業の記録、施設物の管理、②金曜市場をはじめ、マウル特産物の流通・販売事業の支援、③マウル新聞等の情報誌の発刊・配布など、マウル内の円滑な意思疎通の支援、④各種の会議への参加、書類発行の支援等多岐に渡っている。

また、幹事は都市での職務経験(専門性)と人的・物的ネットワークを活かし、農村体験事業やイベントを企画・運営するとともに、マウル住民に対する教育、コンサルティングに関わる業務も担当している。

なお、鎮安郡が施行している幹事事業は事業開始からこれまで、幹事として務めた人の7割が独立した後、マウルに定着しており、帰農・帰村者の農村定着に対する支援面においても高く評価されている。こうした高い評価から、マウル事務長に対する全国的な取り組みへの契機を提供した。

### (3) 農漁村開発コンサルタント資格制度

韓国では農漁村で行われる各種の地域開発事業において事業計画の策定や住民や自治体に対するコンサルティングを遂行する専門人材(サポーター)を養成するため「農漁村開発コンサルタント」資格制度が運用されている。

農漁村開発コンサルタント資格は、2008年から韓国農漁村公社の社内資格として運用されてきたもので、2012年に民間資格制度へ切り替え、2014年1月に国家資格に公認された、農漁村地域開発分野における国内初の資格制度である。

試験の応募者数は毎年増加傾向にあり、2012年現在、114人が資格を取得している。しかし、そのうち82%が韓国農漁村公社の職員で、国内での普及はまだ限られている状況である。

こうした農漁村開発分野におけるコンサルタント制度が導入された背景には、2005年以降、農村マウル総合開発事業の本格的な推進が影響している。農漁村マウル総合開発事業の中には、事業計画の策定や調査、住民教育、コンサルティングなどに対する支援が設けられていたため、農業・農村開発部門においてコンサルティングに対する需要が一気に増加した。こうした農漁村開発のコンサルティング事業に関する需要の高まりに対し、専門性と実務能力を取り揃えた人材の供給サイドが追いつかない状態となった結果、同じコンサルティング業者が複数の事業に取り組むことで千篇一律的なマウル計画が提案されるケースや、農漁村開発の専門家がないコンサルティング会社も参入することで、コンサルティングの質の低下の問題等が発生した。こうした状況を改善するため、コンサルタント業者の等級制度（人材情報、実績などによる）や登録制度を導入し、農林畜産食品部のホームページに情報を開示する対策等が講じられた。また一方では、農漁村開発の専門知識を有するコンサルタントの育成に着目し、コンサルタント資格制度が打ち出された。

しかし、2012年現在、全国で実施されている農漁村開発事業が587件であるのに対し、登録されている民間コンサルティング会社は80社に過ぎず、いまだに需要に対する対応が十分ではない状況といえる。

2013年には、国家公認資格への切り替えに向け、試験応募者の資格要件や教育履修プログラム等の見直しが行われ、2014年から新たに施行されている農漁村開発コンサルタントの資格要件は次の通りである。

### 1) 応募者の資格要件

応募要件は、農漁村開発の関連業務（農漁村の住民教育、環境改善関連や所得向上の計画策定、コンサルティング業務等）に一定基準以上の実務経験を持つ者<sup>(3)</sup>で、農村公社が運用する農業村開発コンサルタント教育プログラム（6科目（36時間）、3泊4日の合宿有、費用34万5千ウォン）の履修者（全体教育時間の80%以上で修了）を対象としている。また、農漁村開発の関連学科<sup>(4)</sup>の博士および修士学位の所持者は、関連分野での実務経験が1年以上かつ教育プログラムの履修者であれば応募可能である。

### 2) 試験科目

試験は筆記試験と職務審査の2つで行われる。筆記試験科目は農漁村開発発展政策論、農漁村計画論、農漁村コンサルティング方法論、農漁村地域活性化方法論、農漁村地域経済論、農漁村環境論の6科目に構成され、各科目の平均60点以上が合格基準である。職務審査では、実例の計画策定を出題し、計画策定の適性能力、プレゼンテーション能力等を評価する。なお、コンサルタント教育課程履修者かつ関連学科の博士所持者に対しては筆記試験の一部科目（農漁村地域活性化方法論、農漁村地域経済論、農漁村環境論）を免除

第9表 農漁村開発コンサルタントの教育科目（2014年）

教育科目	細部	履修時間
農漁村開発・発展政策論	農漁村発展論, 農漁村政策, 農漁村関連法令	6時間
農漁村計画論	農漁村地域計画, 農村空間分析・計画, マウル整備計画	6時間
農漁村コンサルティング方法論	コンサルティング概論, 広報・マーケティング, コミュニケーション記法	6時間
地域活性化方法論	農村社会学概論, 農漁論共同体活性化, 農村資源調査論	6時間
地域経済論	農業経営学概論, 地域農業・産業活性化論, 農漁村観光概論	6時間
農漁村環境論	環境学概論, 造園・景観分析, 農漁村環境保全	6時間

資料：韓国農漁村公社（2014）：「農漁村開発コンサルタント資格検定要望」。

している。

### 3) 資格の活用

資格を取得することで、体験休養マウル、農村テーマパーク、体育休養施設等の造成事業、生活改善事業、地域特化事業等、各種の農漁村開発事業に参加することができる。また、韓国農漁村公社の地域開発部門の採用の際に加点、政府が施行する委託事業の採択において加算条件が設定されている（資格所持者の有無で加点）。

しかし、これらは資格所持者の存在有無を事業採択へのインセンティブとして設定しているものの、資格所持者の雇用を強制するものではない。すなわち、資格取得後の活用、管理に関しては明確な優遇措置が設定されていない。

また、コンサルティング業界では、既に地域開発部門において「都市計画棋士」が活用されているが、都市計画という学問の特性上、農漁村地域開発を都市開発の下位に位置づけている側面がある。すなわち、「農漁村地域開発」に限定されている資格は、その活用範囲が、限られてしまうという側面がある<sup>[17]</sup>。

したがって、今後も農漁村開発コンサルタント資格制度の定着や資格による人材確保を促すためには、農漁村開発コンサルタントという資格を有することで得られる特別な雇用枠や優待条件等の工夫が求められる。

### (4) 総括計画家の支援事業

総括計画家とは生活環境整備事業または農漁村マウル整備計画の策定における全体プロセスの進行、調整役を担う農漁村計画および農漁村地域開発分野の専門家である（農漁村整備法第54条）。特に、住民のニーズ、地域の景観、生態、歴史、文化等について調査を行い、地域の特色に合わせた事業計画を策定、提示する役割を担うもので、2012年からモデル事業として導入されている。

これまで農漁村総合開発事業の推進において、行政機関の企画や管理能力の未熟さ、担当者の部署異動による事業の連続性の欠如、縦割り組織体制による部署間の連携不足、推

進主体の専門性と多様性の欠如等、事業計画段階において様々な課題を抱えていた。

こうした状況を改善するため、農村開発や地域計画分野において外部専門家を活用し、行政機関の専門性を補完するために登場したのが総括計画家である。したがって、総括計画家は農村マウル総合開発事業における計画策定段階での行政機関とマウル住民の意見調整、諮問役を担う主体として、また、継続性のある事業推進のため官民パートナーシップの構築、参加主体のシナジー効果が発揮できる具体的な事業目標とマスタープランの策定を担当する。なお、総括計画家の資格要件は次の通りである。

## 1) 資格基準

- ①「高等教育法」第2条に基づく学校の農漁村計画，農漁村地域開発に関連する学科の教授
- ②農漁村計画，農漁村地域開発分野に従事する次の項目に該当する者
  - ア．博士学位の所持者で，研究経歴または実務経歴が7年以上の者
  - イ．技術士または建築士で，実務経歴が7年以上の者
  - ウ．その他，ア，イと同等なレベルの専門知識と実務経歴があると認められる者
- ③総括計画家，実務計画家の経験がある者

## 2) 報酬

報酬は諮問費，会議手当，交通費として支払われる。

### ①諮問費

- ・総括計画家
  - －4時間以上の諮問：30万ウォン/回
  - －4時間未満の諮問：20万ウォン/回
- ・実務計画家（補助者）
  - －4時間以上の諮問：20万ウォン/回
  - －4時間未満の諮問：15万ウォン/回

### ②会議手当

- －2時間以上の会議：10万ウォン/回
- －2時間未満の会議：7万ウォン/回

### ③交通費

- －公務員の旅費基準を適用し，該当市郡の事業費で支給。

これまで2012年7箇所，2013年8箇所と合計15箇所でモデル事業として総括計画家が起用された。採用された総括計画家には農村開発と関連する学科の教授が大半を占めており，その他，建築設計士，都市計画コンサルタント等があった。

これまで実施された事業に対する評価報告書によれば<sup>[1]</sup>，事業計画を策定する際に，総括計画家が継続的に地域住民とコンタクトを取ることで綿密に住民のニーズを把握し，計



画に反映することで住民参加を促したケース、参加主体（地域住民や自治体、基本計画の策定者等）を対象に定期的に会議を開き、事業主体間の意見収斂や調整役を担うことで、トラブルや葛藤を最小限に抑えられ円滑な事業推進ができたケースも報告されており、一定以上の評価を得ている。

その一方で、現在、総括計画家の活動期間が事業計画の策定段階に限っている点、既存の事業推進委員会と類似な役割であることから役割と権限の明確な位置づけが求められる点、総括計画家の活動についてモニタリング体制が構築されていない点など課題も指摘されている。

#### 4. 結び

韓国における農村地域開発の人材育成に関する政策および支援事業の特徴と課題をまとめると次の通りである。

まず、1つ目の特徴として、韓国では従来より専業農家と農業法人など専業農業経営者の育成にウエイトを置いた人材育成事業を展開してきたが、近年では、農業・農村地域のコミュニティの維持・活性化のため、農家のほかに農村地域の住民、行政、関連諸主体までを含めた啓発・教育事業を推進している。特に、農村地域開発に資する人材の対象を、農業内部に限らず、Uターン、Iターン等の帰農希望者や農業経営をサポートできる農外人材の活用・育成に取り組んでいる。

第2に、農村地域開発に関わる人材育成事業を対象別に類型化すると、農家・農村住民を対象とする事業主体（プレイヤー）となる人材、農村地域開発の支援主体（サポーター）となる人材の2つに大分できる。前者には農村地域開発人材育成事業、マウル事務長支援事業があり、後者には農漁村開発コンサルタント資格制度、総括計画家事業が該当する。すなわち、地域開発・発展を主導するプレイヤー、プレイヤー兼サポーター、プレイヤーをサポートするサポーターグループ、専門家集団の養成を推進しており、これらを新職業群としての確立させるため補助事業も施行されている。

課題としては、人材育成に関連するプログラムが2泊3日という短期間であること、また、プログラム実施後のフォロー体制が整備されていない点が指摘できる。また、プレイヤーとサポーターの両面の性格を有するマウル事務長の場合は、報酬水準の評価と報酬の全額が補助金により賄われている点から事業終了後の事業の自立性と継続性が問われる。

さらに、サポーターを育成する事業においては、地域開発コンサルタント資格制度は資格取得後の活用、管理に関して明確な優遇措置が設定されていないため普及に限界がある。また、総括計画家は地域開発事業におけるコーディネーターとして政策的に支援するものであるが、活動範囲・期間が事業計画策定段階に限られていることに対する改善が求められる。

## 注

- (1) 農漁村マウル総合開発事業は、2005年に36箇所のモデル事業から開始され、今後1,000箇所、総予算5兆8千万ウォンを投入していく計画で推進している。マウルとは韓国の地域社会の最小基本単位であり、日本の村・集落に近い概念である。すなわち、農村総合開発事業は小さい圏域単位の開発を基本とする。同じ生活圏や営農圏を持つ等、同質性のある3~5つの村を連携させて事業を推進しなければならないため、事業の計画や進行段階から住民と地方自治体、地域内の関連専門家などが主導的に参加するボトムアップ式を原則とする。開発においては何より農村らしさを維持し、保全する環境に優しい開発を前提にしている。地域の隠れている潜在資源を特性化することを地域住民の所得増大の基盤としている。具体的な事業は、大きく村の生活環境を改善させ、生活の質を高める一般的な開発事業とマウル(村)の特性によって潜在している資源を掘り出し、活用する等の農村空間整備事業がある。また、一般的な開発事業には景観改善(マウルの公園づくり、壁づくり、森づくり、空き家の撤去等)、基礎生活環境の整備(マウル内の道路、駐車場、上・下水道、住宅の新・改築等)、所得基盤の拡充(農産物加工施設の設置、協働集荷施設の設置等)、地域社会の維持のための人口誘致(マウル再開発・再整備、空き家および住宅用地の供給等)地域革新のためのソフトウェア関連事業(マウル事業の企画、コンサルティング、広報マーケティング、住民教育および外部住民の誘致プログラム等)がある。
- (2) 「人的力量強化事業」という政策事業の範囲は、住民の参加を促すため、農村地域の農業者や住民を対象とする教育事業、農村地域開発事業の広報・マーケティングを支援するコンサルタントの育成事業、農村開発事業の執行主体であるマウル開発協議会、推進委員会、事務長等を対象とする教育事業と設定されている。
- (3) 実務経験の期間は7年以上、専門学校卒業者は5年、大卒は3年。
- (4) 農漁村地域開発の関連分野として認める学科：地域開発学科、地域社会開発学科、都市および地域計画学科、都市工学科、不動産開発学科、観光経営学科、造園学科、地域建設工学科、農業経済学科、農業教育学科、経営学科、都市計画学科、農業土木学科、農村開発学科、環境(計画)学科、食品資源経済学科の16学科。

## [引用文献]

- [1] キム ミヨン・イム サンボン・ホ ユンジン (2013) 「農村マウル開発事業支援のための総括計画家の運用実態評価および今後の発展モデルに関する研究」、農林畜産食品部。
- [2] キム ジョンソップ・パク シヒョン・キム ヨンダン・イム ジウン (2011) 『農村地域活性化政策の評価と発展方案』、韓国農村経済研究院。
- [3] ソン ミリョン (2013) 「創造経済時代における農村地域開発政策の方向と課題」、地域経済、2013年6月、産業研究院。
- [4] 鄭 東國 (2008) 『住民主導型マウルづくりと行政の役割に関する研究—全北鎮安郡マウルづくり事例を中心に—』、全北大学校農業開発大学院、碩士学位論文。
- [5] 農林水産食品教育文化情報院 (2013) 『農業教育訓練事業紹介』、農林水産食品教育文化情報院。
- [6] 農村政策局 (2013) 『2014年度都市農村交流人的力量強化の事業計画』、農林畜産食品部。
- [7] 農林畜産食品部 (2013) 『農山漁村マウル開発事業の質的向上のための「地域力量強化事業」の制度改善の方案』、農林畜産食品部地域開発課。
- [8] 農林部 (2005) 『中長期農村地域開発の人力育成対策—人力育成教育プログラムを中心に—』、農林

部農村振興課.

- [9] ファン ギルシク (2007) 「マウル単位の農村地域開発事業に必要な地域リーダーの力量」, 『農漁村と環境』, No. 94. pp. 116-124.
- [10] パク ギョン (2006) 『我が国の農村地域における革新と住民参与』, 地域革新と NGO の役割, 韓国 NGO 学会・(社) 市民社会研究院共同セミナー, pp. 1-23.
- [11] パク ジョンミン・チョン ムンギ (2005) : 「農村地域開発の人力育成」, 韓国灌漑・排水第 12 巻, pp. 97-103.
- [12] 朴炯旻 (2007) 『マウル事務長の類型別の内発性誘因効果の分析に関する研究』, 建国大学校大学院 碩士学位論文.
- [13] マ サンジン・オ ネウオン・キム ギョンドック・ナム ギチョン (2013) 「世界と競争する精鋭農漁業人の育成のため中長期ロードマップの樹立」, 農林水産食品部.
- [14] マ サンジン・パク ソンジェ・キム ガンホ (2011) 「農林水産食品の人力育成政策の診断および発展方案に関する研究」, 農林水産食品部.
- [15] ユ ジョンギョ (2011) : 「忠南農業・農村人力育成教育の現況と改善方案に関する研究」, 忠南発展研究院.
- [16] ユ ジョンギョ (2010) 「農村地域活性化政策の現況と改善課題」, 『地域と発展』, Vol. 11, 地域発展委員会.
- [17] ユン サンホン・イム サンボン・ゴン ビョンス (2012) 「漁村地域開発および所得創出のためのコンサルタントの育成および支援方案」, 韓国農漁村公社, 農漁村研究院.
- [18] 韓国農漁村公社ウェブサイト, <http://www.welchon.com/>